

山口県スキー連盟競技部委員会等規程

第1条 山口県スキー連盟競技部規程第14条によりこの規程を定める。

第2条 各委員会は、競技部規程第2条に定める任務を全うするため、担当する事項を司る。各委員会等の任務分担及び所管行事は次のとおりとする。

1. 総務企画部会

(1) 総務企画委員会

- 1) 競技部（各部会、各委員会）の行事結果並びに決算の総括に関する事。
- 2) 理事会・評議員会提出資料の取りまとめに関する事。
- 3) 連盟発刊物の原稿作成に関する事。
- 4) 当面する諸課題並びに施策等諮問された事項についての調査・研究・答申に関する事。
- 5) 全日本・西日本等との連絡・調整に関する事。
- 6) 総務部会所管の行事計画並びに予算立案に関する事。
- 7) その他必要に応じて指示された事項の処理・遂行に関する事。
- 8) 競技部の会議（競技部総会、競技部会、委員長会議、各部会会議、各委員会会議）の連絡調整に関する事。
- 9) 競技部の行なう収益事業の企画・立案・支援及び指導に関する事。
- 9) 競技部の各種行事の企画・立案に関する事。
- 10) 教育部及び競技部内各部会・委員会間の連絡調整に関する事。
- 11) 競技関係顕彰者の推薦に関する事。

2. 競技部競技運営部会

(1) 県体等運営委員会

- 1) 県体・国体予選・ジュニア大会等の行事計画・要項作成及び予算立案に関する事。
- 2) 県体・国体予選・ジュニア大会等の運営全般に関する事。

(2) 選手権等運営委員会

- 1) 選手権・会長杯大会等の行事計画・要項作成及び予算立案に関する事。
- 2) 選手権・会長杯大会等の運営全般に関する事。

(3) 羅漢ローラー委員会

- 1) 羅漢ローラー大会の行事計画・要項作成及び予算立案に関する事。
- 2) 羅漢ローラー大会の運営全般に関する事。

3. 計時計算安全対策部会

(1) 計時計算委員会

- 1) 各大会のスタートリスト等の作成と、計時計算結果の集計・リザルトの作成等に関する事。

(2) 安全対策委員会

- 1) 各大会の安全対策について、事前の確認及び当日の点検等に関する事。

4. 選手強化部会

(1) TDセッター委員会

- 1) 有資格者の資質の向上と連絡調整に関する事。
- 2) 資格取得を目指す者の発掘・育成・研修・指導に関する事。

(2) アルペン強化委員会

- 1) アルペン競技の普及、調査研究に関する事。
- 2) アルペン競技選手の発掘、育成、強化に関する事。
- 3) アルペン競技選手の練習環境、強化合宿の状況、コンディションの把握に関する事。

- (3) クロスカントリー強化委員会
 - 1) クロスカントリー競技の普及、調査研究に関すること。
 - 2) クロスカントリー競技選手の発掘、育成、強化に関すること。
 - 3) クロスカントリー競技選手の練習環境、強化合宿の状況、コンディションの把握に関すること。
 - (4) スノーボード強化委員会
 - 1) スノーボード競技の普及、調査研究に関すること。
 - 2) スノーボード競技選手の発掘、育成、強化に関すること。
 - 3) スノーボード競技選手の練習環境、強化合宿の状況、コンディションの把握に関すること。
5. ジュニア育成部会
- (1) アルペン育成委員会
 - 1) ジュニアのアルペン選手を育成するための情報収集に関すること。
 - 2) 教育部との連携に関すること。
 - 3) 競技スキー人口の底辺拡大の取組に関すること。
 - (2) クロスカントリー育成委員会
 - 1) ジュニアのクロスカントリー選手を育成するための情報収集に関すること。
 - 2) 教育部との連携に関すること。
 - 3) 競技スキー人口の底辺拡大の取組に関すること。
6. 中体連・高体連部会
- (1) 山口県中体連スキー部
 - 1) 中学生選手の発掘、育成、強化に関すること。
 - 2) 本連盟と中体連との連絡調整に関すること。
 - (2) 山口県高体連スキー部
 - 1) 高校生選手の発掘、育成、強化に関すること。
 - 2) 本連盟と高体連との連絡調整に関すること。
4. 特別部会
- 競技部において特別部会を置く必要があると認める場合に、その与えられた課題に関すること。
5. アドバイザー及びオブザーバー
- 競技部においてアドバイザー及びオブザーバーに助言を受ける必要又は問う必要があると認める場合に、その諮問された事項に関すること。

第3条 この規程の改廃は、常任理事会の議決による。

平成13年 6月 4日 制定
平成21年11月14日 改定
平成28年11月20日 改定